

案件

福祉バスの車両借り換えに伴う運用の一部変更について

健康福祉部 健康福祉政策課
長寿・介護保険課
福祉事務所 障害支援課

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市では、総合福祉センターへの送迎バスとして、路線バス「ふれあい号」1台とリフト付きバス「しあわせ号」1台の2台を運行しており、リフト付きバスについては、「福祉バス」として、総合福祉センターへの送迎利用のほか、障害者等の社会参加の促進を図ることを目的に、障害者団体等からの利用申請に基づき、金曜日と日曜日に限り、同バスによる遠方輸送を無料で実施しています。

この度、現在「福祉バス」として利用しているリフト付きバスが、委託事業者である京阪バス株式会社の車両代替基準である経年18年を過ぎ、令和5年度（2023年度）以降の利用ができなくなるため、車両の借り換えを実施することに伴い、同バスを利用した遠方輸送にかかる運用を一部変更するものです。

2. 内容

(1) バスの運行状況

- ア. 路線バス「ふれあい号」・・・火曜日から日曜日の週6日、総合福祉センター往復運行
- イ. 福祉バス「しあわせ号」・・・火曜日と木曜日の週2日、総合福祉センター往復運行
(リフト付きバス) 金曜日と日曜日の週2日、遠方輸送に活用

(2) 福祉バス（リフト付きバス）の運用変更概要

京阪バス株式会社と後継車両についての協議を行った結果、令和5年度（2023年度）から令和6年度（2024年度）末までの2年間は、車いす1台の固定乗車が可能である平成19年式路線バスの確保により、現行の送迎バスルートや停留所、運行ダイヤ及び車いすでの利用を継続します。

なお、路線バスは、法令により、座席ベルトの装備が義務付けされておらず、確保した車両についても座席ベルトの装備がないものとなります。このため、遠方輸送時の走行ルートについては、これまでは高速道路の通行が可能でありましたが、今後は一般道に限定したものとなり、1回あたりの総走行距離についても往復230km以内から150km以内に変更いたします。

その他の利用条件に関しては、これまでと同様、障害者団体を優先とし、金曜日と日曜日の週2回利用、午前9時から午後5時15分までの予約運用を継続いたします。

なお、障害者団体が公的機関等の主催する大会に参加する場合などにおいて、車いす固定席が複数必要な場合については、別途リフト付き観光バスを用意することを検討しています。

(3) 福祉バス（リフト付きバス）の利用状況等

①利用の概要

障害者団体が公的機関等の主催する大会に参加する場合などにおいて、リフト付きバスを利用できるもので、障害者団体の利用がない日には、老人クラブや福祉団体等の利用を可能としているものです。

②利用実績

令和2年度（2020年度）及び3年度（2021年度）については、新型コロナウイルス感染症の影響により、遠方輸送の利用を休止していたため、利用実績はありません。平成29年度（2017年度）から令和元年度（2019年度）の利用実績は下表のとおりです。

年度	利用団体数	うち車いす固定席利用		延べ利用人数
		1席利用団体	2席利用団体	
平成29年度（2017年度）	98	9	2	3271
平成30年度（2018年度）	98	13	3	3356
令和元年度（2019年度）	90	6	2	2839

3. 実施時期等

令和5年（2023年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

4. 総合計画等における根拠・位置付け

- ① 総合計画 基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち
施策目標10 障害者が自立し、社会参加ができるまち



5. 関係法令・条例等

道路交通法

国土交通省令道路運送車両の保安基準

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 15,800千円（債務負担額） ※12月補正予算計上予定

支出内訳 福祉バス運行等委託料（定期行路運行を含む）：15,800千円

《財源》 一般財源： 15,800千円